

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			基礎点検
事務事業名	補償給付事業	シート番号			B 法定義務等事業
担当部署名	健康福祉 局	健康 部	保健所 保健医療 課	評価責任者(課長名)	藤川

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 49 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	公害健康被害の補償等に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	「公害にかかる健康被害の救済に関する特別措置法(昭和45年施行)」として緊急的な救済措置が講じられ、その後、「公害健康被害補償法(昭和49年9月施行)」に基づいて行われてきた。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()				
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	堺市公害病認定患者及びその遺族				
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	公害補償業務の適正かつ効率的な実施。				
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	①療養の給付及び療養費 指定疾病に係る治療を受けた場合に医療費を給付。 ②障害補償費 満15歳以上の被認定者を対象に、指定疾病による障害等級に応じて支給。 ③遺族補償費 指定疾病によって死亡された場合、その人によって生計を維持していた一定範囲の遺族に支給。 ④遺族補償一時金 遺族補償費を受けることができる遺族がいない場合に、一定範囲の遺族に支給。 ⑤療養手当 指定疾病に係る入院、通院の諸雑費にあてるため、診療実日数に応じて支給。 ⑥葬祭料 指定疾病によって死亡された場合、その葬祭を行う人に対して支給。				
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()					

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	1,741,744	1,686,882	1,621,855	1,655,813	
	主な事業費内訳	扶助費	千円	1,741,744	1,686,882	1,621,855	1,655,813
			千円				
			千円				
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円				
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
市債		千円					
	その他(負担金)	千円	1,741,744	1,686,882	1,621,855	1,655,813	
	一般財源	千円					
12	人件費 (b)	千円	4,100	4,100	4,100	4,050	
13	総コスト(c)=(a)+(b)	千円	1,745,844	1,690,982	1,625,955	1,659,863	